

愛知県立高等学校学則等の一部改正について

このことについて、愛知県立高等学校学則、愛知県立特別支援学校学則及び愛知県立中学校学則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和8年7月7日提出

教育長 瀬瀬 知行

説 明

この案を提出するのは、春季休業日の延長と夏季休業日の短縮を行うため、必要の改正をする必要があるからである。

愛知県立高等学校学則等の一部改正の概要

1 改正の理由及び内容

令和9年度より、県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の春季休業日及び夏季休業日の終期を変更するため、規則において、以下のとおり、休業日及び学期の改正を行う。

(1) 春季休業日の延長

新年度準備にかかる教職員の負担軽減を目的として、春季休業日を1日延長する。

(2) 夏季休業日の短縮

夏季休業明けの学校生活の円滑な立ち上がりを目的として、夏季休業日を3日短縮する。

(3) 学期の変更

上記(2)に伴い、1学期の終期及び2学期の始期を変更する。

2 施行期日

令和9年4月1日

愛知県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月 日

愛知県教育委員会教育長 瀬 瀬 知 行

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(愛知県立高等学校学則の一部改正)

第一条 愛知県立高等学校学則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八月三十一日」を「七月三十一日」に、「九月一日」を「八月一日」に改める。

第四条第一項第四号中「八月三十一日」を「八月二十八日」に改め、同項第六号中「四月五日」を「四月六日」に改める。

(愛知県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 愛知県立特別支援学校学則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八月三十一日」を「七月三十一日」に、「九月一日」を「八月一日」に改める。

第三条第一項第四号中「八月三十一日」を「八月二十八日」に改め、同項第六号中「四月五日」を「四月六日」に改める。

(愛知県立中学校学則の一部改正)

第三条 愛知県立中学校学則(令和六年愛知県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八月三十一日」を「七月三十一日」に、「九月一日」を「八月一日」に改める。

第四条第一項第四号中「八月三十一日」を「八月二十八日」に改め、同項第六号中「四月五日」を「四月六日」に改める。

附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校学則等の一部改正新旧対照表
愛知県立高等学校学則の一部改正新旧対照表

新

(学期)

第三条 学年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 略

2 以下 略

(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があるとき、これを変更することができる。

一 三 略

四 夏季休業日 七月二十一日から八月二十八日まで

五 略

六 春季休業日 三月二十一日から四月六日まで

2 略

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表
新

(学期)

第二条 学年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 略

2 以下 略

(休業日)

第三条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があるとき、これを変更することができる。

一 三 略

四 夏季休業日 七月二十一日から八月二十八日まで

旧

(学期)

第三条 同上

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 略

2 以下 略

(休業日)

第四条 同上

一 三 略

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

五 略

六 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで

2 略

旧

(学期)

第二条 同上

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 略

2 以下 略

(休業日)

第三条 同上

一 三 略

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

- 五 略
- 六 春季休業日 三月二十一日から四月六日まで
- 2 略

愛知県立中学校学則の一部改正新旧対照表

新

(学期)

第三条 学年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 略

2 以下 略

(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があるとき、これを変更することができる。

一 三 略

四 夏季休業日 七月二十一日から八月二十八日まで

五 略

六 春季休業日 三月二十一日から四月六日まで

2 略

- 五 略
- 六 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで
- 2 略

旧

(学期)

第三条 同上

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 略

2 以下 略

(休業日)

第四条 同上

一 三 略

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

五 略

六 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで

2 略